

箕面市立障害者自立支援センターの管理に関する
協定書の一部を変更する協定

箕面市（以下「甲」という。）と箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者である社会福祉法人あかつき福祉会（以下「乙」という。）とは、指定管理者施設の防災体制を強化するため、平成22年（2010年）3月1日付けで締結した「箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者に関する協定書」に定めのある「箕面市立障害者自立支援センター指定管理者業務仕様書」の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

1 箕面市立障害者自立支援センターの管理に係る仕様書第3項第1号中「特別避難所」を「福祉避難所」に改める。

2 箕面市立障害者自立支援センターの管理に係る仕様書第3項第2号中「危機管理マニュアルを作成し、」の次に「管理業務の従事者に周知するとともに、」を加え、同項①を次のように改める。

① 危機管理体制に関すること。（夜間、休日等の市との緊急連絡体制、閉館時の地震発生時の初動体制、風水害発生のおそれがある場合の対応体制、その他緊急時の対応体制、責任者等）

3 箕面市立障害者自立支援センターの管理に係る仕様書第3項第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 地震が発生したときは、下記のとおり対応すること。

① 夜間・休館日等の閉館時において、震度4以上の地震が発生したときは、2名以上の従事者が施設に自動参集し、施設及び設備の点検、二次災害の防止等を行うこと。

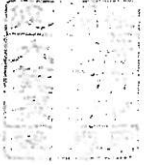
② 災害により施設を休館している間は、1名以上の従事者が施設に勤務し、箕面市災害対策本部の指示のもと、管理業務に従事するとともに、施設・設備の復旧作業に協力すること。

③ 災害により施設を休館している間において、施設は、箕面市災害対策本部の指定する用途に使用するものとし、施設の車両は、当該用途に資する範囲で市が使用できること。

(4) 風水害発生のおそれがある場合は、下記のとおり対応すること。

① 台風、豪雨等により災害発生の危険が予測される時は、市の指示に従い、施設閉館時も1名以上の従事者を施設に待機させること。

- ② 夜間・休館日等の閉館時において、台風、豪雨等により災害発生の危険が高まった時は、市の指示に従い、1名以上の従事者が施設に参集すること。



この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年(2012年)12月1日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 倉田哲郎

乙 箕面市瀬川三丁目3番21号
社会福祉法人あかつき福社会
理事長 永田吉治

